

「二月十一日」は、どういう日？

◆さる三日前の二月十一日は、国民の祝日に関する法律（以下、祝日法）では「建国記念の日」と定められ、「建国を偲び、国を愛する心を養う日」と規定されています。

◆そもそもこの日は、「日本書紀」が伝える神武天皇の即位日で、一八七三（明治六）年に、この即位日を「日本の紀元」と定め、以後「紀元節」として祝ってきたものです。

・しかし今日、古代歴史の専門家で、縄文時代である紀元前六六〇年二月十一日に、奈良・橿原に、国家が建国され、神武天皇という祭祀（神道）と政治を司る者が存在したと考える人は誰一人おりません。

◆つまり「建国を偲ぶ」と言われても、神武天皇の方が架空の人物ですから、どういう国造りを偲べばよいのでしょうか？

◆ですから、戦後すぐに「神道指令」によつて、国家と宗教が切り離されると共に、「紀元節」他が廃止になりました。

◎しかし一九六七年、「紀元節」が装いを新たに「建国記念の日」として登場しました。

◎そして、一九八九年の学習指導要領改正で、日の丸掲揚・君が代斉唱が「望ましい」から「指導する」に変更され、実質、強制的な押し付けがなされています（一九九九年・国旗国歌法成立）。

◎さらに、二〇〇七年の祝日法改正によつて、昭和天皇の誕生日であつた四月二十九日を「昭和の日」と定めたのです。

◆これらの三つは、大日本帝国（明治）憲法への逆戻りであり、象徴であるべき天皇が、日本国民の日常生活と直結し、象徴以上の実質的な権威者とする道そのものではないでしょうか。

◆言い換えれば、これら一連の流れは、憲法第十九条で保障される「思想・良心の自由」、及び第二〇条の「信教の自由」を危うくするどころか、否定する行為と言わざるを得ません（裏面参照）。

◆このように「二月十一日・建国記念の日」は、旧天皇制の原点であり、旧天皇制復帰の出発点でもある危ない祝日で、現憲法がある限り、本来あつてはならない「祝日」なのです。

◆私たちの日本は、国民が選び取った

「憲法」を遵守する国」でなければなりません。

二〇一〇年二月一四日（日）第五一六回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市紺屋町三〇一〇十五